

## 労働保険情報の活用に向けた取組について

## 1 労働保険の概要

- 厚生労働省が所管する労働者災害補償保険及び雇用保険を総称して「労働保険」という。
- 原則として、労働者を1人でも雇う場合には、事業主は労働保険に加入することとなり、届出が必要。  
原則として、事業所や建設工事の現場などの有期事業ごとに保険を適用するが、企業が傘下事業所を一括して適用するケースもある（一括適用）。
- 国内の労働者を対象とした保険であり、事業主自身に対する保険ではないが、特別に、自営業者の一部（個人タクシー等）、中小企業の事業主等に対しても適用できる（特別加入）。

## 2 労働保険情報について

- 労働保険の保険関係に基づき把握された事業所・建設工事の現場などの名称・所在地等の各種情報が収録。  
※ 統計調査の事業所の単位とは定義が異なる。

## （参考）収録情報

労働保険番号、保険関係の区分・成立状況、事業主の所在地・名称・電話番号、常時使用労働者数、雇用保険被保険者数、産業分類（中分類）、業種 等

- 保険関係が既に消滅しているデータ（過去に適用していたデータ）も存在。

➡ 厚生労働省の協力を得て、毎月末の全データを受領開始（6月末分～）。

## &lt; 7月末データの状況 &gt;

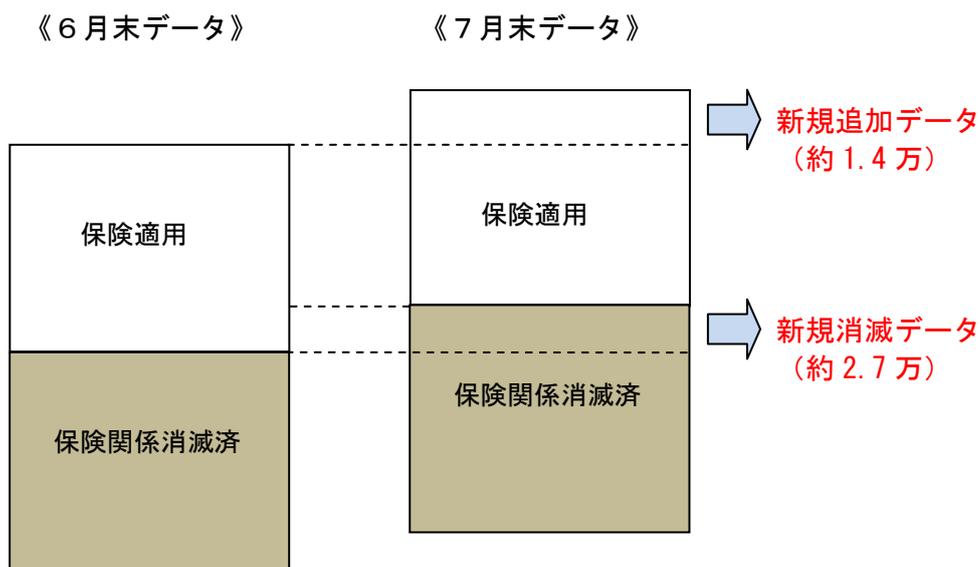
|      | 保険適用                    | 保険関係消滅済 |
|------|-------------------------|---------|
| 継続事業 | 約 238万<br>(うち一括適用約 20万) | 約 181万  |
| 有期事業 | 約 61万                   | 約 35万   |
| 特別加入 | 約 2万                    | 約 5千    |

➡ 継続事業、特別加入のデータを活用し、事業所の新設・廃業情報を収録

### 3 活用のポイント

- 労働保険番号をキーとして毎月の差分を把握することにより、毎月の保険関係の新規追加・消滅状況が明らかになる。しかしながら、保険関係の新規追加・消滅が直ちに事業所の新設・廃業に一致するわけではない。  
(例)
  - 労働者を雇っていなかった事業所が、新たに雇うケース  
→ 新規追加データとして出てくるが、継続事業所である
  - 労働者を雇っていた事業所が、事業縮小のため労働者を解雇したケース  
→ 保険関係は消滅するが、事業所の廃業ではない
- 保険料納付者の住所と事業所の所在地が異なるケースや、統計上の定義との相違等から労働保険情報の項目をそのまま活用できないケースが想定される。  
また、資本金、本社・支社の別等、母集団情報に必要な項目が存在しない。
- 一括適用データについては、傘下事業所の廃業が捉えられない。

#### 差分の状況



### 4 活用方策（案）

- 労働保険情報については、差分情報を毎月作成し、次の対応を実施
  - (a) 新規追加データについては事業内容を確認する照会業務を実施（郵送照会）
  - (b) 新規消滅データについては廃業かどうかを確認する業務を実施（電話照会）
- 一括適用データについては、経済センサス-基礎調査で検討している企業構造調査の簡易版の照会として位置付けた、傘下事業所の内容確認業務を実施（郵送照会）